

よくわかる 介護保険制度 Q&A 7

(平成12年4月スタート)

Q 特別養護老人ホームには、要介護者しか入れないと聞きましたが、今後どうなりますか？

A 基本的に、施設サービスは要介護の人だけが対象となります。現在入所中の方で、要介護ではなく要支援と認定された場合は、ケアハウスや養護老人ホームへ移ることになるでしょう。ただし、介護保険施行後(平成12年4月1日)5年間は継続入所が認められます。

用語の意味

◎特別養護老人ホーム

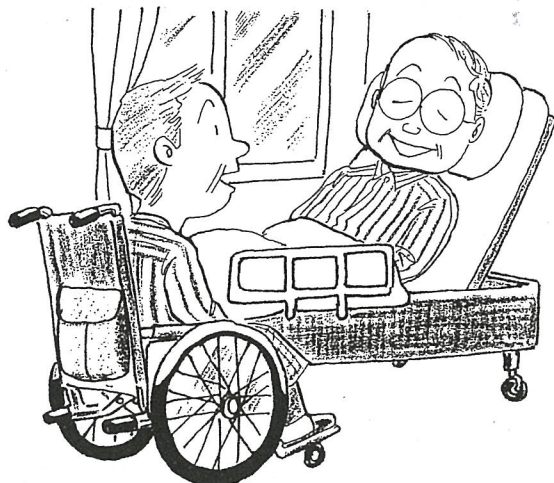
常時介護を必要とする方が入所できる施設です。

65歳以上の方で、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、自宅において介護を受けることが困難な方が入所できる施設です。

◎介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)

高齢者が自立した生活を送れるよう工夫された施設です。

入所者(60歳以上)の生活相談などに応じたり、入浴、食事の提供や緊急時の対応を行います。入所者が介護を必要とする状態となった場合は、外部から訪問介護



員(ホームヘルパー)を派遣してもらうなど在宅福祉(サービス)の活用を図っています。

◎養護老人ホーム

家庭環境などの事情によって自宅での生活が困難な方が入所できます。

65歳以上の方で、身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮している方で、自宅において生活することが困難な方が入所できる施設です。

問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎(84)1158

し尿の収集業務

◇6月1日から業者委託されます◇

東総衛生組合が直営で行ってきたし尿収集業務は、6月1日から業者委託されます。

収集委託業者

光クリーンセンター ☎(84)2244

収集方法

- ①今までどおり右の収集予定表により収集します。
- ②収集予定日以外で収集が必要な場合は、直接光クリーンセンターへ収集依頼してください。
- ③新規収集希望者は、役場住民課環境係または東総衛生組合で申込み手続きをしてください。

手数料の支払い方法

- ①従量制で1リットル当たり15円です。
- ②収集を実施した翌月に、口座振替か納付書により納付していただきます。

問合せ

東総衛生組合事務局 ☎(84)0409

☆し尿収集予定表

予定日(毎月)	集 落 名
1日～7日	篠本1区・2区・3区・小川台・台・小田部・母子・虫生・富下・傍示戸・二又・新井・宝米・市野原
8日～14日	宝米・桑郷・西高野・谷中・入・篠原・目篠・作間内・宮内・古屋・橋場
15日～21日	橋場・芝崎・両国新田・原方・五ノ神・長塚・木戸・関
22日～30日	辻・白磯・尾垂5区・6区